

役員報酬等並びに費用に関する規程

特定非営利活動法人フードバンク仙台

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク仙台（以下、フードバンク仙台）の定款第18条に基づき、役員報酬等及び役員費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第13条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、フードバンク仙台を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第2条 役員等は無報酬とする。ただし、常勤役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することができる。

2 前項の報酬は、従業員の給与水準と均衡を踏まえて、別表の範囲内で、理事会の承認を得て、決めるものとする。

3 報酬は、年間報酬額の12分の1を毎月25日に、その全額を本人申請に基づく銀行口座に振り込みにより支給する。ただし、税金、保険料等、法令に定めがある場合には、報酬の一部を控除する。

4 前項の規定にかかわらず、支給日が休日のときは、前日に繰り上げ支給する。

(費用)

第3条 役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会にて別に定める。

付則 この規程は、2023年4月3日から施行する。

(別表) 常勤役員の年間報酬額 年間 500万円までの範囲内